令和８年９月３０日

公募公告

下記のとおり公告します。

記

当局においては、国有地の管理及び事業等に支障のない範囲で、駐車場、車両置場、物置等の設置、資材置場などの一時的な使用について、有償による利用要望者を募集します。

なお、ご要望に関しては以下の点にご留意願います。

１．応募される方は、本公告及び「嘉手納飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ（別紙）」、「利用手続きの流れと注意点（付紙１）」、「国有財産使用許可書の内容（付紙２）」（以下「利用案内」という。）をお読みいただき、各条項をご承知の上、お申し込み下さい。

２．この物件の使用については、現状での使用を原則として、堅固な建物、構築物は設置できません。この他にも使用条件がありますので、詳しくは「利用案内」をお読みください。

３．応募については、「利用案内」の応募資格をすべて満たす法人又は個人に限ります。なお、応募を受ける期間は、下記の「応募の受付期間」欄に記載しております。

４．応募の受付けは、「国有財産使用許可要望書（様式２）」、「誓約書（様式３）」及び「役員名簿（様式４）」を提出していただき、 内容審査の上、使用許可申請者を決定します。但し、審査の結果により要件を満たす者が複数となった場合は抽選とします。

５．使用許可申請者に決定した場合は、速やかに「国有財産使用許可申請書（様式５）」を提出して下さい。

なお、使用許可は財務省協議終了後となりますので、協議の結果、使用許可できない場合もあります。

６．この物件の使用にあたり、本公告や「利用案内」の各条項に違背したとき、また、国でこの物件を必要とするときは、許可の取消をする場合があります。

７．使用料については、使用許可後、別途送付する納入告知書により一括して支払ってください。

８．応募の受付けは、下記において行います。また、使用可能期間や使用条件等は下記に記載しておりますが、詳細については「利用案内」をご確認ください。

○　募集物件一覧

NO.	所　在　地	物件の種別、数量（㎡）		備 考
１	嘉手納町字屋良屋良原８５－３	土地	43.00	
	嘉手納町字屋良屋良原８６－３		119.22	
	嘉手納町字屋良屋良原８７－１		262.00	
２	嘉手納町字屋良屋良原９０－１	土地	40.00	
	嘉手納町字屋良屋良原９０－２		385.99	
３	嘉手納町字屋良下仁原９２１	土地	367.12	
	嘉手納町字屋良下仁原９２１－１０		167.07	
４	嘉手納町字屋良下仁原９３２－２	土地	342.00	
５	嘉手納町字屋良下仁原９３５－４	土地	362.35	
６	北谷町字砂辺村内原７２	土地	514.72	
７	北谷町字砂辺村内原８６	土地	660.75	
８	北谷町字砂辺村内原１６９－６	土地	231.87	
９	北谷町字砂辺村内原２２６－４	土地	144.76	
１０	北谷町字砂辺村内原２３９－４	土地	316.26	

○　応募の受付期間は、令和８年９月３０日（水）から令和８年１０月１６日（金）までの土・日曜日及び祝日を除く午前９時３０分から午後５時まで（正午から午後１時を除く。）とします。（郵送の場合は、１０月１６日　午後５時必着。）
　なお、一つの物件に対し複数の応募があり、内容審査の結果、審査要件を満たす者が複数となった場合は、沖縄防衛局において抽選を行います。（詳細は該当する者に連絡します。）

○　使用可能期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとします。
　使用許可期間は、５年以内とします。
　公用・公共用として利用の必要のない場合、一度に限り更新が可能です。
　使用を終了する場合は、使用許可期間終了時までに原状回復し、「国有財産返還・原状回復届（様式９）」を提出後、担当官の確認を受けてください。

○　使用料の額は、債権発生年度において通知致します。

○　使用申請にあたっては、当局の指示に従い、地元自治会及び隣接地所有者等に説明

等を行ってください。また、使用開始後は、除草や樹木の剪定など適切な管理を行ってください。

○　本公告にかかる資料の提出先（郵送又は持参（様式２及び４については電子メールでの提出が可能））及び物件に関する照会先
（土・日曜日及び祝日を除く午前９時３０分から午後５時まで（正午から午後１時を除く。））

沖縄防衛局　管理部　施設管理課　行政財産管理第１係
電話：０９８－９２１－８１３１（４４４、４４１）
住所：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納２９０－９

嘉手納飛行場周辺地区（屋良）

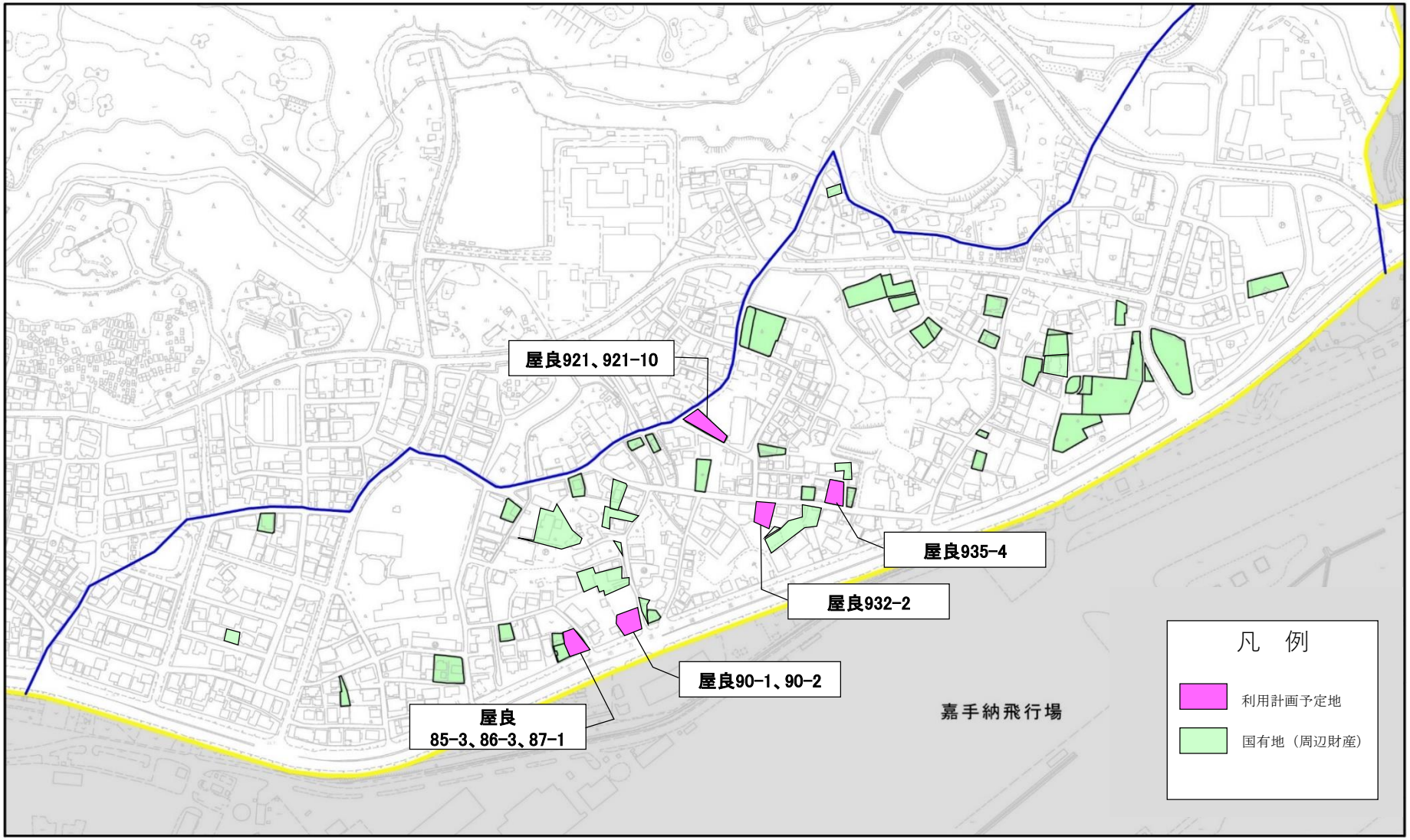

嘉手納飛行場周辺地区（砂辺）

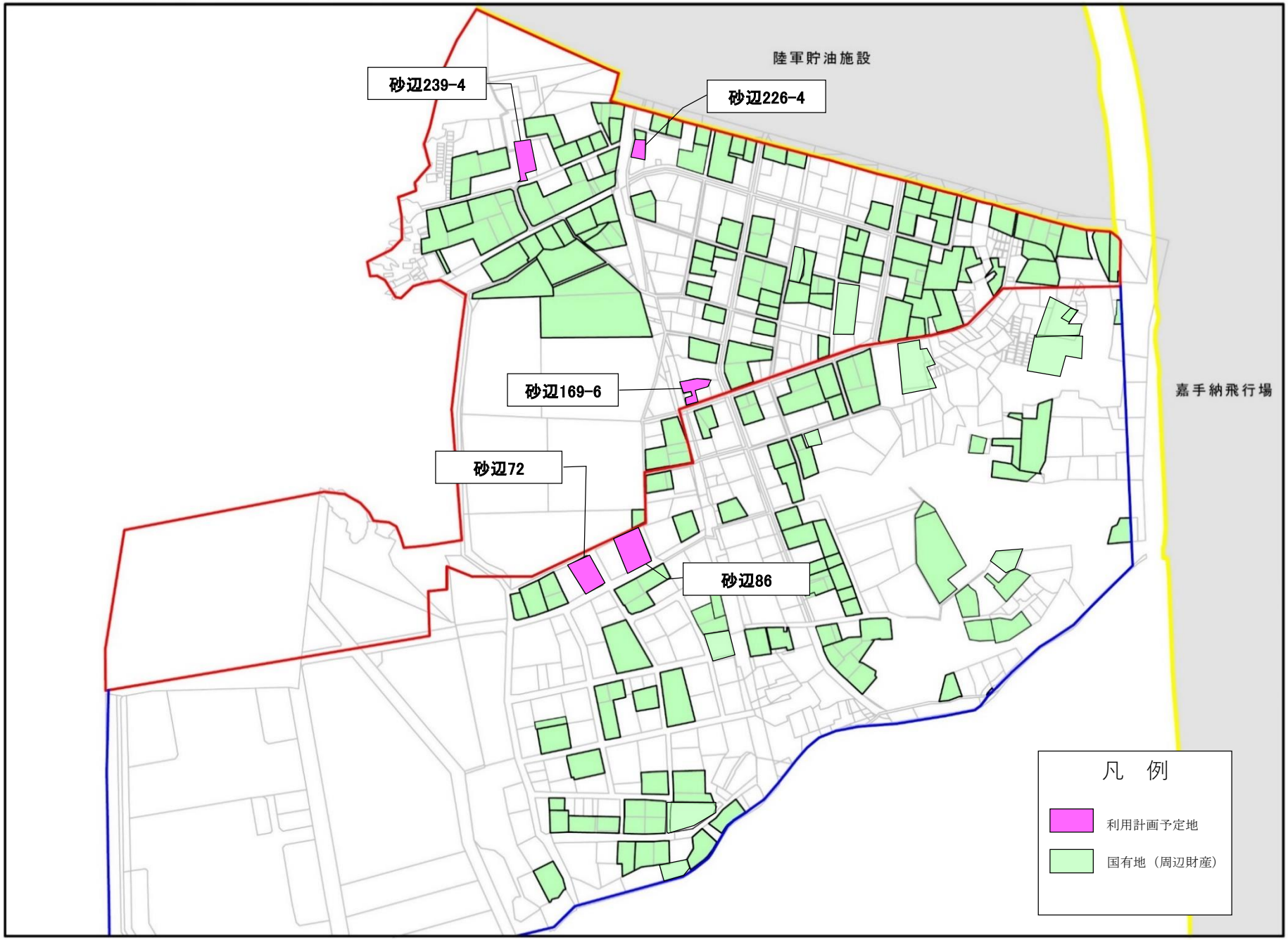

別紙

嘉手納飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ

沖縄防衛局 管理部 施設管理課

防衛省沖縄防衛局では、嘉手納飛行場周辺に所在する国有地（防衛省所管）について、当該土地の行政目的を妨げない範囲で、駐車場、資材置場などの一時的な使用を有償で認めることとし利用希望者を募集しています。

具体的な要望のある方は、下記事項に留意の上、応募（利用計画の提案）をされるか、公募に参加してください。

○ 応募資格

⑴ 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと。
（破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者）

⑵ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。

⑶ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号の規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

⑷ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

⑸ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

⑹ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

⑺ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

⑻ 暴力団又は暴力団員及び⑷から⑺までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

⑼ 応募資格の⑶から⑻については、現在及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は⑶から⑻までの要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した「誓約書」を提出した者であること。

⑽ 物件を他の者に転貸しようとするときは、転借人も⑴から⑼の要件を満たすこと。

○応募方法

⑴ 下記問い合わせ先にご相談ください。

⑵ 担当者が要望の概要をお聞きした上で、土地利用計画書の様式を配布しますので、必要事項を記入して提出してください。作成、提出方法について、電子ファイルでの作成及び電子メールでの提出が可能です。

⑶ 利用手続きの流れと注意点は付紙１のとおりです。

○使用許可申請者の選定について

⑴ 提出された土地利用計画書を審査し、使用許可の前提条件に適合すると認められる場合は、公募の手続きに入ります。

⑵ 公募は、沖縄防衛局ホームページ上で行います。公募に参加される場合は、公募で示される諸条件への承諾を前提に、所定の要望書、誓約書及び役員名簿を提出してください。（土地利用計画書の提出者も、要望書、誓約書及び役員名簿を提出の上、公募に参加いただきます。）

⑶ 公募への参加者が土地利用計画書の提出者のみの場合、当該者を使用許可申請者に決定します。使用許可の前提条件に適合すると認められる参加者が複数となった場合は、抽選により使用許可申請者を決定します。（土地利用計画書の提出者が使用許可申請者に選定されない可能性もあります。）

⑷ 使用許可申請者に選定された場合でも、上記応募資格の要件を満たさないことが判明した場合、また、財務省協議によって同意が得られない場合は、使用許可ができないこととなります。

○ 使用許可期間

⑴ 使用許可期間は、原則として５年以内とします。
⑵ 使用期間満了に伴い土地等の返還を行う場合は、許可期間内に原状回復を行っていただきます。
⑶ この物件を公用・公共用として利用の必要のない場合、一度に限り更新が可能です。
⑷ 更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の要望が有る場合は、期間満了時に土地利用計画書を提出の上、再公募により使用許可申請者を決定します。
⑸ 国で使用許可物件を必要とするときは、許可の取消しをする場合があります。

○ 使用料について

⑴ 事前に概算使用料をお伝えしますが、あくまでも要望される際の目安です。
⑵ 実際の使用料については、使用許可申請をいただいたあと提示いたします。
⑶ 使用料については、減額措置等はありませんのでご注意ください。
⑷ 使用許可書発行後、当局が発行する納入告知書により、指定期日までに一括納入いただきます。

【使用許可についての注意事項】

以下に該当する事項がある場合は許可しない。

① 国の事務、事業の遂行に支障が生じるおそれがあると判断した場合

② 国有財産の管理上支障が生じるおそれがあると判断した場合

・産業廃棄物、廃棄を目的とする砂利・土砂、廃材、薬品等の保管場所として使用し、土壌汚染のおそれがある。
・国の管理する土地への進入に支障が生じるおそれがある。
・営利活動等によって近隣住民と争いが生じ、当局に対する苦情が起こるおそれがある。
・振動・騒音・悪臭の著しいもの。
・防衛施設の運用に問題が生じるおそれがある。

③ 国有財産の公共性、公益性に反する以下の事項があると判断した場合

・公序良俗に反し、社会通念上不適当である。
・特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなる。
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。）第２条第２項に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとすること。
・上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがある。

④ プレハブなど簡易なものを除き、堅固な建物、構築物等を設置する場合（原状回復が容易な利用に限る。）

その他、使用許可上の注意は、「 国有財産使用許可書の内容（付紙２）」を参照してください。

○ 問い合わせ先

沖縄防衛局 管理部 施設管理課 行政財産管理第１係
電話：098-921-8131(444,441)
住所：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290-9

利用手続きの流れと注意点

嘉手納飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の利用を希望される方へ

沖縄防衛局

嘉手納飛行場周辺において、防衛省で所有している国有地については、これまで公共を目的とした使用に限って地方公共団体等へ使用許可を行ってきました。

この度、 土地の有効活用を図る観点から、買い入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、一定の条件のもと、個人・企業等への使用許可を行うこととしました。

国有地の使用を希望される場合は、 以下のとおりの手続きになります。

国有地利用の要望	場所、用途、使用期間等をお聞きします。なお、用途によってはお貸しできない場合があります。また、国有財産の使用許可であるため、使用料については国で算定された金額になり、また国の事業都合により使用許可の取り消しがあることもご承知おきください。 ※土地利用計画書（様式１）を提出して下さい。
内　容　審　査	要望事項について、当局で事前審査を行い、使用が可能と判断した場合は、公募を行います。
公　募　公　告	物件、面積、使用可能期間の提示
要 望 書 の 提 出	・公募内容について、要望と合致した場合には要望書（様式２）、誓約書（様式３－１）及び役員名簿（様式４）（変更の都度、随時提出）を提出して下さい。（土地利用計画書（様式１）の提出者も同様の書類を提出の上、公募に参加して下さい。） ・転貸する場合、転借人にかかる誓約書（様式３－２）及び役員名簿（様式４）も提出して下さい。
申 請 者 の 決 定	要望書内容について審査のうえ許可申請書の申請者を決定します。なお、複数者から要望があり、審査の結果要件を満たす者が複数となった場合は抽選となります。
国有財産使用許可申請書の提出	公募の結果をお知らせしますので、申請者となられた方は国有財産使用許可申請書（様式５）を提出して下さい。
警察への照会	暴力団又は暴力団員ではないこと、暴力団又は暴力団員と関係を有していないこと等について、必要に応じ、警察へ照会します。
財 務 省 協 議	・使用料及び使用許可開始予定時期については、この時点で申請者へご連絡いたします。但し使用料については、開始時期によって増減があります。 ・財務省協議の結果、使用許可できない場合もあります。
使　用　許　可	・国有財産使用許可書（様式６）の発出後、別途送付する納入告知書により１年分（年度途中の場合は、日割計算）を前納していただきます。 ・使用許可後に使用物件の転貸を希望する場合は、国有財産の転貸許可申請書（様式７）、誓約書（様式３－２）及び役員名簿（様式４）を提出して下さい。転借人についても、必要に応じ、警察へ照会の上、国有財産の転貸許可書（様式８）を発出します。
返　還・更　新 再　　公　　募	・使用許可を終了する場合は、国有財産返還・原状回復届（様式９）を提出して下さい。 ・公用・公共用として利用の必要のない場合、一度に限り更新が可能なため、期間満了の２月前までに国有財産使用許可申請書（様式５）を提出して下さい。 ・更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の要望がある場合は、土地利用計画書（様式１）を提出いただき、再公募により利用者を決定します。 ・但し、国有地の管理形態が変更となった場合、公用、公共用としての利用の必要性に関係無く、使用許可の取消を行い、更新は行いません。

※　（様式１）、（様式２）、（様式４）については、電子ファイルでの作成及び電子メールでの提出が可能です。

（様式1）

土 地 利 用 計 画 書

応募者氏名（法人名）	
（住所及び連絡先）	
（担当者氏名）	
物件所在地	
転貸の予定の有無	有 ・ 無

使用目的及び概要
（使用目的） （概要）

計画図

付紙２

国有財産使用許可書の内容

（使用許可物件）
第１条　使用を許可する物件は、次のとおりである。

口 座 名●
所　　在●
区　　分　　（公募する周辺財産の内容を記載します。）
数　　量●㎡
使用部分　別図のとおり
（２　前記の物件について、別添のとおり転貸を承認する。）

（指定用途）
第２条　使用を許可された者は、前記の物件を●●●の用に供しなければならない。

（使用許可期間）
第３条　使用を許可する期間は、令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了２月前までに、書面をもって部局長に申請しなければならない。また、更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の希望がある場合は、再度公募を実施する必要があることから、使用を許可された者は部局長の指定する期日までに、書面をもって部局長に申し出なければならない。

（使用料）
第４条　令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日までの使用料は●●円とする。
２　前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。
３　前２項に定めるもののほか、別に定めるところにより、使用を許可された者は、分担金（共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの）及び貸付物件に係る光熱費等実費負担となるものについて、負担しなければならない。

（使用料の納付）
第５条　前条第１項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない

（使用料の改定）
第６条　部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（延滞金）
第７条　指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第２項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

２　前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和３２年大蔵省告示第８号）に定める率とする。

（物件保全義務等）
第８条　使用を許可した物件は、国有財産法第１８条第６項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は特に次に掲げる措置をするとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
（１）雑草の繁茂、野火の発生、種子飛散等の防止
（２）残土、ごみ、汚物等の投棄の防止
（３）不法占拠等の防止
２　前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

（使用上の制限）
第９条　使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第２条に指定する用途以外に供してはならない。
２　使用を許可された者は、使用を許可された物件を担保に供してはならない。
３　使用を許可された者は、使用を許可された物件について、次に掲げる行為をしようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。
（１）現状変更をしようとするとき
（２）使用計画を変更しようとするとき
（３）本許可書の承認後、新たに転貸しようとするとき
４　使用を許可された者は、使用を許可された物件に次に掲げる建物等を設置してはならない。
（１）居住を目的とする建物
（２）地上●●ｍの高さを超える建物、工作物又は仮設物
（３）電波に障害を与える又はそのおそれのある建物又は工作物
５　使用を許可された者は、使用を許可された物件内において、次に掲げる行為をしてはならない。
（１）電波に障害を与える又はそのおそれのある機械器具を搬入する行為
（２）その他防衛施設の安定的運用を阻害する又はそのおそれのある行為

（使用許可の取消し）
第１０条　部局長は、次の各号の１に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。
（１）使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
（２）使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団

をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（３）使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（４）使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（５）使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（６）使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（７）前条に定める義務に違反した場合又は重要施設（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和３年法律第８４号）第２条第２項各号に掲げる施設をいう。）の施設機能を阻害する行為の用に供する明らかなおそれがあると認める場合において、同法第９条第１項に基づく内閣総理大臣の使用を許可された物件の利用者に対する勧告があったとき。

２　部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第１９条で準用する同法第２４条第１項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

３　部局長が第１項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

４　使用を許可された者は、部局長が第１項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（解除条件）

第１１条　本件使用許可は、使用を許可された物件の使用者（使用を許可された者に限られない。）に対し、内閣総理大臣から、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第９条第２項に基づく命令が発せられたときは、失効する。

（原状回復）

第１２条　部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

２　使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第１３条　使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償と

して支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

２　前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

３　使用を許可された者は、その責めに帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、使用期間及び期間終了後においても、自己の負担で、その賠償を行わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第１４条 使用許可の取消が行われたとき又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第１５条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第１６条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

別添

転貸を承認する財産

(1)区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	㎡	

(2)転借人の住所及び氏名

(3)転借人の用途

(4)転貸期間

自：令和　　年　　月　　日から

至：令和　　年　　月　　日まで

（様式２）

令和　　年　　月　　日

防衛省所管国有財産部局長
沖縄防衛局長　殿

要望者　住所又は
所 在 地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名又は
名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担 当 者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連 絡 先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国 有 財 産 使 用 許 可 要 望 書

「嘉手納飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用について」の募集について、募集要項の各条項を承知の上で、下記のとおり要望します。

記

１．所　　在　　地：

２．区 分 ・ 数 量：　土地　　㎡

３．期　　間：　許可日　～　令和　　年　　月　　日

４．使　用　目　的：

５．使用計画の概要：

６．設置する施設　：

７．転貸の予定の有無：有　・　無

８．計画図

（様式３－１）

誓 約 書

□ 私

□ 当社

は、下記１に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記２に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記３の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記１に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、 当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1)　予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと。
（破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者）

(2)　会計更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。

(3)　法人等（個人、法人又は団体をいう。)の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(4)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(6)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(7)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

２　公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

３　警察への通報等

⑴　使用許可物件 を使用するに当たって、 暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※１）、政治活動標ぼうゴロ（※２）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

⑵　⑴による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合又は転借人からその旨の報告を受けた場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※１　社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※２　政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

沖縄防衛局長　殿

令和　　年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は名称

（転借人用）

（様式３－２）

誓約書

口 私

口 当社

は、下記１に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、転貸を受けた国有財産の使用に当たっては、下記２に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記３の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記１に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1)　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
（破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者）

(2)　会計更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。

(3)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(4)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(6)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(7)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2　公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、転貸物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3　警察への通報等

(1) 転貸物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

沖縄防衛局長 殿

令和　　年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は名称

（様式４）

令和　　年　　月　　日

役　員　名　簿				
商号又氏名				
所　在　地				
役　職　名	（フリガナ） 氏　　名	生年月日	性別	住　　所

（様式５）

令和　　年　　月　　日

防衛省所管国有財産部局長
沖縄防衛局長　殿

申請者　住所
氏名（代表者）

国有財産使用許可申請書

下記のとおり国有財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

１　使用しようとする財産
(1)口座名：嘉手納飛行場周辺地区
(2)所　在：
(3)区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	㎡	

２　使用しようとする理由

３　使用計画（事業計画）

４　使用しようとする期間
自：令和　　年　　月　　日から
至：令和　　年　　月　　日まで

５　その他参考となるべき事項
担当者連絡先（納入告知書送付先）

（様式 6）

国有財産使用許可書

沖防第●号
令和●年●月●日

●●●

●●　●●殿

防衛省所管国有財産部局長
沖縄防衛局長
（公印省略）

令和●年●月●日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第１８条第６項及び第１９条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内とする。なお、許可又は裁決の日から１年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）
第１条 使用を許可する物件は、次のとおりとする。

口　座　名　嘉手納飛行場周辺地区
所　　在　●
区　　分　土地
数　　量　●㎡
使 用 部 分　別図のとおり

（指定用途）

第２条　使用を許可された者は、前記の物件を●●の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第３条　使用を許可する期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了２月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。

（使用料）

第４条　令和●年●月●日から令和●年●月●日までの使用料は、別途通知する。

２　前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

３　前２項に定めるもののほか、別に定めるところにより、使用を許可された者は、分担金（共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの）及び貸付物件に係る光熱費等実費負担となるものについて、負担しなければならない。

（使用料の納付）

第５条　前条第１項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

（使用料の改定）

第６条　部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（延滞金）

第７条　指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第２項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

２　前項の延滞金利率は、延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和３２年大蔵省告示第８号）に定める率とする。

（物件保全義務等）

第８条　使用を許可した物件は、国有財産法第１８条第６項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

２　前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

（使用上の制限）

第９条　使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第２条に指定する用途以外に供してはならない。

２　使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

３　使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をも

って部局長の承認を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第１０条　部局長は、次の各号の１に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

（１）使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

（２）使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（３）使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（４）使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（５）使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（６）使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（７）前条に定める義務に違反した場合又は重要施設（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和３年法律第８４号）第２条第２項各号に掲げる施設をいう。）の施設機能を阻害する行為の用に供する明らかなおそれがあると認める場合において、同法第９条第１項に基づく内閣総理大臣の使用を許可された物件の利用者に対する勧告があったとき

２　部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第１９条で準用する同法第２４条第１項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

３　部局長が第１項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

４　使用を許可された者は、部局長が第１項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（解除条件）

第１１条 本件使用許可は、使用を許可された物件の使用者（使用を許可された者に限られない。）に対し、内閣総理大臣から、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第９条第２項に基づく命令が発せられたときは、失効する。

（原状回復）

第１２条　部局長が使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

２　使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第１３条　使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

２　前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第１４条　使用許可の取消しが行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第１５条　部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第１６条　本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

（様式７）

令和　　年　　月　　日

防衛省所管国有財産部局長
沖縄防衛局長　殿

申請者　住所
氏名（代表者）

国有財産の転貸許可申請書

令和　　年　　月　　日付、沖防第　　号により国有財産使用許可を受けている国有財産の転貸の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　転貸の財産等

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	㎡	

２　転借人の住所及び氏名

３　転借人の用途

４　転貸期間
自：令和　　年　　月　　日から
至：令和　　年　　月　　日まで

５　添付書類
(1)計画図
(2)誓約書
(3)役員名簿

（様式８）

沖防第　　号

令和　年　月　日

使用者　住所

氏名（代表者）　　殿

許可者

部局長氏名　　印

国有財産の転貸許可書

令和　　年　　月　　日付をもって申請のあった国有財産の転貸について、以下のとおり許可する。

(1)区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	㎡	

(2)転借人の住所及び氏名

(3)転借人の用途

(4)転貸期間

自：令和　　年　　月　　日から

至：令和　　年　　月　　日まで

（様式９）

令　和　　年　　月　　日

国有財産返還･原状回復届

防衛省所管国有財産部局長
　　沖縄防衛局長　殿

使　用　者
住　　所

代 表 者 氏 名

令和　　年　　月　　日付、沖防第　　号により国有財産使用許可を受けました下記物件は、令和　　年　　月　　日をもって原状回復のうえ返還致します。

記

1. 所　在　地　　：

2. 区　　分･数　　量　：土地　　㎡

3. 上記物件使用開始の許可番号及び年月日　：

4. 返　還　理　由　　：

5. 添　付　書　類　　：使用許可物件平面図及び位置図、原状回復前後の写真

上記立会いの結果、原状回復について確認しました。

令　和　　年　　月　　日

確認者　　所属氏名　　沖縄防衛局　　部　　課